

『関西法律学校規則』を復刻する

山 野 博 史

はじめに

平成十八年三月、京都市内の古書店の通信販売目録において、『関西法律学校規則』^①（明治19年10月・関西法律学校。四六判・16頁。定価等の記載なし）の入手に成功し、関西大学創立百二十周年当日、同年十一月四日、学校法人関西大学に寄贈した。^②

いきなり私事にわたって恐縮ながら、昭和五十一年四月、関西大学法学部に専任講師として着任した際、この大学が、還暦を迎えた昭和二十一年生れの自分と同じ^{ひのえ}丙戌歳であることに気づき、偶然とはいえ、奇しきえにしを感じずにいらなかった。日本政治史専攻の学徒のは

しくれとしても、関西大学の足跡に関心を寄せたのはむしろいうまでもないが、これまた縁あって、現に関西大学年史編纂委員会委員を拝命し、『関西大学百二十年史』（平成19年3月31日・学校法人 関西大学）の編集作業に従事しつつあった折しも、関西大学最古の公式刊行物を掘り起すことができたのは、僥倖とよぶほかない。

手中に収めたのち、取り急ぎ、『関西法律学校規則』の紹介記事を以下の学内逐次刊行物に執筆した。

すなわち、「『関西法律学校規則』のために―百二十年目の里帰り―」（『關大』第五三四号8頁・平成18年7月15日・関西大学校友会）、「たかが資料、されど資料―『関西法律学校規則』のこと―」（『秀麗』第四号1面・平成18



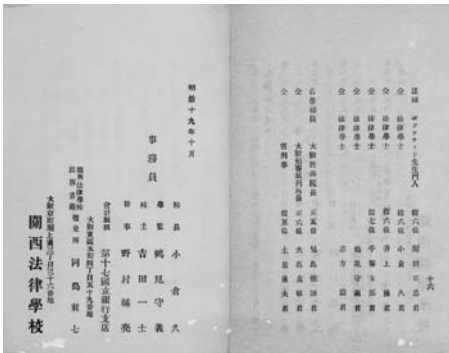
年7月20日・関西大
学第一高等学校教育
後援会 文化広報委員
会、「発掘『関西法
律学校規則』」(関
西大学通信)第三三
七号9面・平成18年

7月21日・関西大学広報委員会)、「『関西法律学校規則』
は語る——創設時の肉声をたずねて——」(「葦」第一三四号
33頁・平成18年9月7日・関西大学教育後援会)である。⁽³⁾

それぞれ話題が重複しないように書きわけたつもりな
ので、これら四篇をあわせて参照されると、『関西法律
学校規則』の特質と意義が概観願えるはずである。した
がってここでは、その詳細のくり返しは控え、関西大学
の三世紀にまたがる歴史に興味を抱く具眼の士を念頭
におき、この小冊子を忠実に復刻することがなによりもま
ず大切と考えた。

『関西法律学校規則』はすでに、関西大学年史編纂委
員会の編集になる前掲「百二十年史」⁽¹⁾ 巻末(四〇三頁)

四〇七頁)において、カラー印刷による影印復刻がなさ
れているが、大方の眼にふれやすいとは限らず、また、
従来の通史との関連で、補訂すべき点がないわけではな
いので、必要最小限の注記とルビを施すのは発見者の責
務と心得、ここに原文表記を尊重しつつ、明らかな誤植
は正し、定本を作製すべく改めて復刻を試み、参考に供
することとした。



關西法律學校規則^⑤

關西法律學校設立ノ主旨^⑥

吾人ハ空氣ヲ呼吸シテ社會ニ生活スル者ナリ而シテ吾人カ生活スル所ノ社會ハ法律規約ヲ以テ成立ス然レモ吾人ノ生活ニ關シ空氣ノ須^⑦與^⑧モ得テ離ル可ラサルコトヲ知ラサルヘカラスト雖モ必ラスシモ之ヲ分析シテ其原素ヲ究ムルヲ要セス法律ト經濟ノ事ニ至リテハ否ラス吾人國民ニシテ其國法ヲ知ラス其原理ヲ究メサルハ則チ社會ノ表面ニ立チ人ニ接シ自ラ處スルニ能ハス故ニ法律及經濟ノ學ハ吾人日常須與モ離ル可ラスシテ取モ直サス國民タルノ本分ヲ盡シ社會ニ生活ヲ遂^⑨クル所以ノ道ヲ講習スル方法ニシテ何人ト雖モ講修セサル可ラサルモノトス

方今奎運旺盛ニ屬シ法律學ハ最須要ノ學科ナルヲ公認セラレ輓近東京府下ノ如キハ官私設立法律學經濟學ノ校舍ニ乏シカラス各地有

志ノ輩^{あい}胥率テ研究場討論會ヲ企ツル者尠ナカラサルモ各地素ヨリ其
 專修ノ師友ニ乏シク徒ラニ各自獨學固陋ノ見解ヲ主張シ漫論臆說底
 止スル所ヲ知ラス概ネ筆舌健快者ノ壓倒スル所トナリ漸ク其論局ヲ
 結ヒ餘弊或ハ立法ノ眞意ニ背^{はい}戾^{れい}シ履行ノ方針ヲ誤マルノ憾ナキヲ
 保セス是各地專修ノ學者先達者ヲ得ル能ハス隨^⑧テ専門講修ノ校舍無
 キノ致ス所ニシテ我大坂府ノ如キ未タ嘗テ一大專修學校設立ノ企圖
 アルヲ聞カス罕^まレニ代言代書ヲ業トスル專業家數輩ノ家塾アルヲ見
 ルノミ嗟呼何ソ府下人士ノ人生重要ナル學事ヲ輕視スルノ甚シキヤ
 抑^⑨我大坂ハ全國ノ首府東京ニ亞ク一大都府^⑩ニ位シ廣ク海外諸國ニ比
 例スルモ我東京ト大坂ト猶ホ佛國巴利ノ里昂^{リヨン}ニ於ルカ如ク商事工業
 諸取引ノ關係繁多ナラスト謂フ可カラス日常衣食生計ノ度モ低シト
 謂フ可カラス内外交渉ノ事件貴賓官吏紳士貴女學者工藝家ノ往來交

通モ亦頻繁ナラスト謂フヘカラス然リ而シテ人生重要ノ法律經濟學
等ノ一大專修學校ヲ設立セサルハ何ソヤ蓋シ我府下ノ人士ハ法律ノ
思想ヲ有セサル歟經濟ノ知識^⑬ニ乏シキ歟文學藝術ノ才能ニ劣レル歟
夫レ然リ豈其レ然ランヤ
我大坂^⑭ハ夙ニ文學ニ優ナルノ地ニシテ古來碩學能者ヲ出ス一ニシテ
足ラス就中文政天保年間ニハ大儒中井履軒竹山大鹽中齋ノ如キ降テ
篠崎小竹等其他有名ノ文人學士彬々^{ひんびん}輩出不可勝數唯タ惜ムラクハ當
時未タ歐米文明ノ原素ヲ輸入セサリシ空想時代ノ閑文字^⑮タリシヲ以
テ成學ノ輩自ラ之ヲ實地實用ニ施スコト能ハサリシノミ
然ラハ則チ我大坂^⑭ハ文學有素ノ地ニシテ自今先輩先覺者タルモノハ
務メテ後進教養ノ方一ニ其方嚮ヲ實學實踐ノ學科ニ指導スルノ勞ヲ
取ルヘキノミニシテ其勞タル亦易々ナラスヤ然ルニ明治維新業已ニ

十九年ヲ經過スル今日ニ至リ僅々英漢學普通中學校舎ノ設立ニ止マ
 ルモノハ他ナシ我府人士ノ法律志¹⁵想ヲ有セサルニアラス經濟ノ知識
 ト文學藝術ノ材能ニ乏シキカ爲メニアラスシテ全¹⁶ク専門教師ニ乏シ
 キニ職由シ先輩先覺者ノ指導誘掖ノ足ラサリシニ坐スルモノト謂ハ
 サルヲ得ス顧フニ今ニシテ設立セスンハ往々其學ヲ專修セント欲ス
 ル者アルモ遠ク東遊¹⁷スルノ學資ヲ得ル能ハスシテ止ム者アルノミナ
 ラス適マ其資金ニ不足ナキ者ト雖¹⁸父母堂ニ在リ遠遊スル能ハサル
 等ノ事情ニ妨ケラレ亦其素志ヲ果スノ途ナキニ窮スル者尠ナカラサ
 ルヘシ余等茲¹⁹ニ慨スル所アリ首トシテ學資ヲ節シ遠遊¹⁹ヲ須^{もち}ヒス坐^{いな}カ
 ラ人生須要ノ學修ヲ成スノ便宜ヲ得セシメン¹⁹ヲ企圖シ現ニ當府控
 訴院及始審裁判所ニ在勤セラレ居ル檢事從六位堀田正忠君評定官從
 六位法律學士井上操君檢事法律學士從六位小倉久君判事法律學士鶴

見守義君全志方鍛君檢事法律學士從七位手塚太郎君等ニ就キ先ツ府
下ニ於テ一大專修學校ヲ設立センヲ謀リ深ク學士諸君ノ賛成ヲ得
タルヲ以テ乃チ諸君ヲ招聘シ以テ汎ク内外ノ法律及經濟學等ノ教授
ヲ乞ヒ延テ關西地方ニ及ホシ別ニ各地ニ支校ヲ置キ將サニ大ヒニ法
律及經濟學ヲ修ムルノ便ヲ開カントス有志ノ士斯意ヲ諒シ本校ノ設
立ヲ賛成セラレ併セテ來學アランヲ望ム

關西法律學校規則

第一欸 教授

第一條 本校ハ入塾生通學生ヲ問ハス一定ノ學科ヲ專修セシム但シ

校員研究ノ爲メ別科ヲ設ク其規則ハ特ニ之ヲ定ム

第二條 本校ノ講議ハ都^{すべ}テ邦語ヲ以テ教授ス

第三條 修學期ヲ三年^{②〇}トシ一年ヲ分ツテ二期トス但シ第一期ハ九月

十一日乃至二月十日第二期ハ二月十一日乃至七月十日

第四條 授業時間ハ時宜ニ應シテ之ヲ定ム但シ其都度教場ニ揭示ス

ヘシ

第五條 卒業證書ヲ得ント欲スル者ハ定期ノ試験ヲ受クヘシ

第六條 卒業證書ヲ有スル者ハ教員其他本校ノ役員ニ選拔セラル、

コトアルヘシ

第七條	毎期小試験毎年大試験ヲ行ヒ合格者ヲ定ム及第七サル者ハ
原級ニ留ム	
第八條	試験採点法一問題十点トシ満点ノ五分ノ三以上ヲ得サル者ハ
ハ進級スルヲ得ス	
第九條	毎年二月七月ノ兩度ニ本人ノ行狀及學業ノ成跡ヲ保證人ニ
通知ス ^②	
第十條	教授科目ハ左ノ如シ
初年科	
法律大意	
日本刑法	
日本治罪法	
佛朗西民法	
人事	
財産	
契約	
准契約	
犯罪	
准犯罪	

七

經濟學

二年科

佛朗西民法 相續 證據 婚姻契約 賣買 交換 質貸 會社

貸借

佛朗西訴訟法

佛朗西商法

理財學

三年科

佛朗西民法 付托 任運契約 代理 保證 私和 質入 特權

書入 時効 附占有

佛朗西行政法

各國憲法

八

國際法

羅馬法律

哲學

第二欸 入校及退校

第十一條 毎年一月及九月ヲ以テ入校試験ヲ行フ但シ臨時入校ヲ請
フ者ハ之ヲ許スト雖モ入校試験ヲ經サレハ學級ヲ與ヘス

第十二條 年齡滿十七年以上^②ノ者ニアラサレハ入校ヲ許サス但シ公

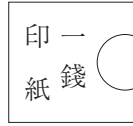
私ノ中學ヲ卒業セシ者ハ此限ニアラス

第十三條 入校セント欲スル者ハ幹事局ヘ申出テ其許可ヲ得テ左ノ

保證書ヲ出スヘシ

保證書

何府何區何町何番地
何縣何郡



保證人消印

町現住宿所戸主又ハ子弟

身分

誰某

年號月日生

右之者儀此度貴校へ入校相願候上ハ校則相守ラセ候ハ勿論本人ノ身
上ニ關スル一切ノ事件ハ何事ヲ問ハス拙者ニ於テ引受可申且ツ貴校
へ納ムヘキ金額ハ一日タリトモ延滞致候節ハ直ニ辨償可仕候仍^ちテ保
證書如件

大阪府何區何町何番地

年號月日

身分

保證人

何ノ誰印

關西法律學校御中

第十四條 保證人ハ大阪四區若クハ其接近市街ニ住居シ身元^な慥カナ

十

ル者ニ限ルモノトス

第十五條 本校ニ於テ保證人取調ノ際不相當ト認ムルハ改選セシム可シ若シ改選セサルハ本人ノ昇校ヲ停止ス

第十六條 退校セント欲スルハ其旨ヲ幹事局へ申出ツヘシ幹事ハ退校ノ證トシテ保證人ニ保證書ヲ返却ス

第十七條 無届ニテ二月以上缺席シタル者又ハ届出ツルト雖モ六月以上引續キ缺席シタル者ハ退校ト見做シ保證書ヲ返却スヘシ但シ一旦退校シ再ヒ入校ヲ請フ時ハ新入生徒ト同様ノ手續ヲ爲スヘシ

第三欸 學費

第十八條 入校スル者ハ束脩²³トシテ金壹圓ヲ前納スヘシ

第十九條 本校生徒タル者ハ左ノ學費ヲ前納スヘシ

月謝金五拾錢 校費金貳拾錢 塾費金貳拾五錢

第二十條 月俸²³ハ當分金壹圓八拾錢トス但シ時價ニ仍リ増減アルヘ

シ

第二十一條 入校退校ヲ爲ス者ハ聽講日數ノ多少ニ係ハラス其月ノ

學費全額ヲ納ム可シ但シ月俸ハ届出テノ上二日以上缺食スル者ハ

日割ヲ以テ計算スヘシ

第二十二條 缺席日數一月ニ滿タサル者ハ届出テノ有無ヲ問ハス前

條ノ例ニ依ル

第二十三條 缺席日數一月餘ニ亘ルモ豫メ其旨申出テサル者ハ猶ホ

學費ノ全額ヲ納ム可シ

第二十四條 學費月俸ハ毎月五日迄ニ納完スヘシ若シ納完セサル者

ハ一時昇校ヲ停止ス但シ入塾生ハ退塾セシメタル上昇校ヲ停止ス

第四款 雜則

第二十五條 本校ノ休日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭日 本校創業日 七月十一日乃至九月十日

十二月廿六日乃至一月十日

但シ臨時休業ハ其都度教場ニ揭示ス

第二十六條 本人及保證人轉居スル件ハ新舊居住ノ町名番地ヲ明記

シ幹事局ヘ届出ツヘシ

第二十七條 保證人當地ヲ去リ他ニ轉居スル件ハ別ニ保證人ヲ立テ

保證書ヲ引換フヘシ

第二十八條 塾則ハ別ニ設ク入塾セント欲スル者ハ幹事局ニ就キ熟

覽ノ上願出ツヘシ

第二十九條 本校ハ汎ク賛成者ヲ募リ維持方ヲ固フス其義捐金ノ増

加スルニ循ヒ規模ヲ擴張スルモノトス但シ賛成者ノ待遇ハ特ニ之

ヲ定ム

第三十條 此規則ハ實際施行ノ上差支アル時ハ之ヲ改正ス

關西法律學校々員規則

第一條 本校ハ校員ヲ設ケ基礎ヲ確固ナラシム⁽²⁵⁾

第二條 學位ヲ有シ又ハ高等ノ官職ヲ帶ヒ又ハ世上ニ名望アル士ニ

シテ特ニ本校ノ設立ヲ賛成義捐アル者ヲ名譽校員トス其待遇ノ方

法ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 校員ハ毎日⁽²⁶⁾ニ法學ヲ研究スルモノトス但土曜日ハ休業トス

第四條 本校講師ハ毎日邦語ヲ以テ法學ヲ講議ス其時間ハ別ニ之ヲ

定ム

第五條 校員タラント欲スル者ハ現時諸官^{かん}衙^がニ奉職シ判任官以上ノ

人ニシテ本校ノ設立ヲ賛成シ加入ノ際若干金ノ助成アル人ニ限ル
モノトス

第六條 加入者ハ住所姓名ヲ詳記シ校員一名ノ紹介ヲ以テ其旨ヲ申
込ム可シ

第七條 校員ハ毎月五日限り金壹圓前納スヘシ但シ該金ハ主トシテ
積立金トシ本校擴張費ニ供スルモノトス

第八條 修業科目ハ當分左ノ如シ

日本刑法

佛朗西法律 契約 財産 賣買 證據

第九條 本校ノ規則ニシテ前條々ニ抵觸セサル者ハ校員ニモ亦之ヲ
適用ス

講師	ボアソナード先生門人	從六位	堀田正忠君
全	法律學士	從六位	小倉久君
全	法律學士	從六位	井上操君
全	法律學士	從七位	手塚太郎君
全	法律學士		鶴見守義君
全	法律學士		志方鍛君
名譽校員	大阪控訴院長	正五位	兒島惟謙君
全	大阪始審裁判所長	正六位	大島貞敏君
全	舊判事	從五位	土居通夫君

明治十九年十月

事務員

校長 小倉 久

學監 鶴見 守義

校主 吉田 一士

幹事 野村 祐亮

會計取扱 第十七國立銀行支店

大阪東區本町四丁目五十九番地

關西法律學校
出版書藉發兌所 岡島真七

大阪京町堀上通三丁目三十六番地

關西法律學校

(1) この種の資料でこれまでに確認済であった最初期のものは、『関西法律学校講義録』号外、村松岩吉編『関西法律学校講義録』売捌改正規則（明治23年6月7日・宝文館）である。関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史 資料編』（平成8年3月31日・学校法人関西大学。非売品）所収。関西大学年史編纂室蔵書は現物ではなく、国立国会図書館所蔵本の複写資料と推定される。

国立国会図書館に教示を仰いだところ、次のような回答を得た。この書物は、同館が「東京図書館」と称された時代の受入れ資料で、その日付は明治23年6月26日。原資料、マイクロフィッシュとも所蔵されているが、インターネットを利用できる環境にあるならば、同館ホームページ（URL: <http://www.ndl.go.jp/>）↓電子図書館の蔵書↓近代デジタルライブラリーで、本文を見ることができる。

(2) 関西大学図書館貴重書庫収蔵。

(3) 関連紹介記事として、以下も参照されたい。

「入学金1円月謝50銭試験は年に計3回——関大草創

期の規則発見」（『読売新聞』大阪版平成18年6月7日付朝刊33面「大学発06」欄。文中、現物入手が同年5月とあるのは3月の誤り）。

関西大学年史編纂委員会編『関西大学 120年のあゆみ』（平成18年11月4日・学校法人 関西大学）15頁。
「だいがくのたから：関西大学・『関西法律学校規則』（『大学時報』三二一号・平成18年11月20日・日本私立大学連盟。表紙裏に「規則」の表紙と奥付の写真掲載。巻頭に無署名紹介文）。

「創立時の『関西法律学校規則』——山野博史・法学部教授が発掘・寄贈」（『Recd』9号12頁・平成18年11月30日・関西大学総合企画室広報課）。

(4) 同書、歴史編第一章第一節「関西法律学校の開校」（4頁～6頁）も参照。

(5) 表紙左下方に「關西法律學校之印」と朱印（タテヨコ各3.5センチメートルの正方形）が押してある。

この「規則」の出現によって、『関西大学創立五十年史』（昭和11年5月1日・関西大学）以来の先学の研究にもとづく、関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史 通史編 上巻』（昭和61年11月4日・学校法人

関西大学。非売品)第一章「関西法律学校の創業」における推定叙述の内容のいくつかに改訂の必要が生じるのはやむをえない。読者諸賢の照し合せを乞う。

- (6) 冒頭の「関西法律学校設立ノ主旨」は、「大阪日報」(明治19年10月13日付。「大阪毎日新聞」の前身)に掲載された記事が初出扱いされてきたが、この「規則」の本文を転載したものと理解すべきである。原本の誤植踏襲がその一例証となる。前掲「百年史 通史編 上巻」(5頁〜6頁、13頁〜17頁)、同「百年史 資料編」(3頁〜4頁) 参照。

- (7) 原文の「遂」を訂正。
(8) 原文の「随」を訂正。
(9) 右の「百年史」二冊では、「抑々」。
(10) 同前では、「一大都会」。
(11) 同前では、「智識」。
(12) 原文の「大阪」を訂正。
(13) 原文の「間文字」を訂正。
(14) (12)に同じ。
(15) 原文の「志想」を訂正。
(16) 前掲二冊では、「全たく」。

- (17) 前掲二冊では、「游」。

- (18) 同前。

- (19) 同前。

- (20) 三年間の夜学。

- (21) 前掲「改正規則」以降、この箇条が削除されている。なにゆえの変更か。

- (22) 満十七歳以上とうたうものの、実際には、十七、八から三十すぎまで、年齢はまちまち。

- (23) 原文の「束修」を訂正。入学金のこと。

週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』(昭和63年6月30日・朝日新聞社)によれば、明治19年の東京大学の授業料、年25円。明治19年の小学校教員の初任給(諸手当を含まない基本給)、月5円。

前掲「創立五十年史」が掲げる記録では、開校時の入学志願者四〇〇名、受験者約三〇〇名、合格者一五〇名、別途履歴書選考による合格者約八〇名、入学者合計約二三〇名であった。

- (24) 塾費の「月俸」(賄付の寮費に相当するか)に関することこの箇条も前掲「改正規則」で削除。塾制の廃止は、初代校長小倉久が明治20年代に入り、天神橋一丁

目の私邸を友愛館と命名し、寄宿舎として提供した
こと関係しているかもしれない。

ちなみに、週刊朝日編の前掲書によれば、明治20年
の白米の東京における標準価格10キログラム当りの小
売価格、46銭。岩崎爾郎著『物価の世相100年』（昭和
57年7月15日・読売新聞社）によれば、明治18年の個
人消費支出1人当り、月7円42銭。

(25) 以下、本文と同一用紙（タテ4.7センチメートル、ヨ
コ5ミリメートル）を上から貼付して、「但し土曜日
休業トス」の十字分を伏せている。

(26) 「隔」を「毎」に訂正している（タテ5ミリメートル、
ヨコ4ミリメートル、本文と同一用紙貼付）。

（やまの ひろし 関西大学法学部教授）